

## パブリック・コメント手続（意見募集）

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正等について

### 意見募集期間

平成 30 年（2018 年）

5 月 15 日（火）～ 6 月 6 日（水）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8443（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

障害福祉サービス事業等の基準について、国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が、平成 30 年 1 月 18 日に公布されました。

このパブリック・コメント手続は、基準省令の改正に伴う本市の条例の改正について、及び基準省令の改正どおりの扱いとするため改正を行わない本市条例についてのご意見の募集を行うものです。

### 《 改正する条例 》

- 1 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

### 《 改正しない条例 》

- 1 指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例
- 2 障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例

### 【目 次】

- ◆ 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正等について ..... 2～5
- ◆ 意見の提出方法 ..... 6

## ◆指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正等について

### 1 改正された基準省令と対応する条例

今回改正された基準省令と対応する条例は、次のとおりです。

	基準省令	条 例
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）	指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 22 号）
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）	障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 23 号）

### 2 基準省令の改正概要

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

#### ①居宅介護、重度訪問介護

介護保険制度における訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

#### ②生活介護

- ・介護保険制度における通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、障害児にかかる児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型生活介護の指定を受けられるものと

して、基準を設定します。

- ・障害者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等と連携して、就職した日から6月以上、相談等の支援の継続に努めることとします。

### ③短期入所

介護保険制度における小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

### ④自立訓練（機能訓練、生活訓練）

- ・介護保険制度における通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型自立訓練（機能訓練、生活訓練）の指定を受けられるものとして、基準を設定します。
- ・対象者要件（疾病による障害の程度の基準と18歳以上）を削除します。

### ⑤就労移行支援

利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施することとします。

### ⑥就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連絡調整等の支援を行うため、就労定着支援が新設されました。

### ⑦自立生活援助

知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援するため、自立生活援助が新設されました。

### ⑧日中サービス支援型共同生活援助

障害者の重度化・高齢化に対応するため、昼間の介護も行う日中サービス支援型共同生活援助が新設されました。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

一定の経過措置期間を設け、福祉型障害児入所施設と一体的に運営する場合の人員及び設備の基準の特例を廃止します。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

①生活介護

障害者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等と連携して、就職した日から6月以上、相談等の支援の継続に努めることとします。

②就労移行支援

利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施することとします。

### 3 条例改正について

(1) 改正する条例

本市独自基準を追加します。

①指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

- ア 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労定着支援、自立生活援助
- ・事業者が利用申込者から重要事項の内容及び手続に関する同意を得たことを客観的に示すため、既存のサービスと同じく、原則として書面で同意を得ることとします。
  - ・利用者に対するサービス提供の質の向上と給付の過払いについての対応を適切に図る観点から、給付の請求に関する記録及びサービスの提供に関する諸記録の保存期間については、既存のサービスと同じく、完結の日から5年間とします。
- イ 日中サービス支援型共同生活援助
- ・施設同様の形態とならないよう、同一敷地内の共同生活住居の入居定員を、既存の共同生活援助事業と同じく、10人以下（既存の建物を共同生活住居とする場合及び市長が特に認める場合は20人以下）とします。

- ・事業者が利用申込者から重要事項の内容及び手続に関する同意を得たことを客観的に示すため、既存のサービスと同じく、原則として書面で同意を得ることとします。
- ・利用者に対するサービス提供の質の向上と給付の過払いについての対応を適切に図る観点から、給付の請求に関する記録及びサービスの提供に関する諸記録の保存期間については、既存のサービスと同じく、完結の日から5年間とします。

## (2) 改正しない条例

基準省令の改正どおりの扱いとします。

- ①指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例
- ②障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例

## 4 施行日

平成30年10月1日（予定）

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成30年(2018年)5月15日(火)から6月6日(水)まで

2 あて先 福祉部指導監査課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・福祉部指導監査課(横須賀市役所分館1階2番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市福祉部指導監査課

(3) ファクシミリ

046-827-0566

(4) 電子メール

[in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。